

ウル虎カードローン 商品説明書

顧客用

	ウル虎カードローン	ウル虎カードローン (住宅ローン利用者向け)								
ご利用いただける方	<p>下記の条件をいずれも満たされる方</p> <p>①お申込時の年齢が満20歳以上満65歳未満の方</p> <p>②同一勤務先に勤続(または同一事業を営業)2年以上で安定継続した収入がある方</p> <p>③日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</p> <p>④当金庫が指定する保証会社(しんきん保証基金)の保証が受けられる方</p> <p>⑤当金庫の営業地域内にお住まいの方またはお勤めの方</p>	<p>下記の条件をいずれも満たされる方</p> <p>①お申込時の年齢が満20歳以上満65歳未満の方</p> <p>②当金庫で住宅ローンまたは住宅金融支援機構の取引がある方(ご融資の実行が決定している方も含まれます)または完済後3ヵ月以内の方</p> <p>③同一勤務先に勤続(または同一事業を営業)2年以上で安定継続した収入がある方</p> <p>※極度額150万円以上のお申込みの方は前年年収300万円以上</p> <p>④日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</p> <p>⑤当金庫が指定する保証会社(しんきん保証基金)の保証が受けられる方</p> <p>⑥当金庫の営業地域内にお住まいの方またはお勤めの方</p>								
お使いみち	個人消費資金としてご自由にお使いいただけます。(ただし、事業性は除きます。)									
貸越極度額	100万円	300万円								
ご利用限度額	50万円・70万円・100万円	50万円・100万円・150万円・200万円 250万円・300万円								
	<p>ご利用限度額とは、貸越極度額の範囲内でお申込時に保証会社の審査により決定した実際にお借入いただける上限金額のことで、</p> <p>当初契約日(以前にご利用限度額増額をしている場合は前回の変更日)から1年以上経過している場合にご利用限度額の増額申請が可能です。</p> <p>※ご契約者の満66歳の誕生日の属する月の翌月以降、ご利用限度額にかかわらず新規貸越を中止させていただきます。</p> <p>※貸越極度額の範囲内にご利用限度額を増減させていただく場合がございます。</p>									
ご融資金利	<p>固定金利(2025年4月1日現在)</p> <p>年6.0%</p> <p>※下記個人ローンと合わせてのお申込の場合は年4.5%</p> <table border="1"> <tr> <td>教育ローン</td> <td>「Newウル虎教育ローン」</td> </tr> <tr> <td>マイカーローン</td> <td>「drive-1」「eco drive-1」</td> </tr> <tr> <td>リフォームローン</td> <td>「リフォームの達人」「エコの達人」「ウル虎リフォームローン」</td> </tr> <tr> <td>フリーローン</td> <td>「ウル虎フリーローン」</td> </tr> </table> <p>※対象となる個人ローン商品は変更になる場合がございますので、窓口およびフリーダイヤルまでお気軽にお問合せください。</p>	教育ローン	「Newウル虎教育ローン」	マイカーローン	「drive-1」「eco drive-1」	リフォームローン	「リフォームの達人」「エコの達人」「ウル虎リフォームローン」	フリーローン	「ウル虎フリーローン」	<p>固定金利(2025年4月1日現在)</p> <p>年4.5%</p>
教育ローン	「Newウル虎教育ローン」									
マイカーローン	「drive-1」「eco drive-1」									
リフォームローン	「リフォームの達人」「エコの達人」「ウル虎リフォームローン」									
フリーローン	「ウル虎フリーローン」									
	<p>※ご融資金利は、金融情勢の変化・その他相当の事由がある場合には、変更させていただくことがあります。</p>									
ご契約期間	<p>1年</p> <p>※ご契約期間更新日の前日までに当金庫またはご契約者から期間を延長しない旨の意思表示がない場合、自動的に1年間延長させていただきます。以後も同様といたします。ただし、満66歳の誕生日の属する月の翌月以降、ご返済のみとなり、新たにご利用(お借入)いただくことはできませんので、あらかじめご了承ください。</p>									

<p>ご融資方法 (ご利用方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資単位 1 円</li> <li>・ご利用方法 専用のローンカードを発行させていただきます。 当金庫および提携金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）・コンビニエンスストア設置のATMでご利用いただけます。 ※ご利用にあたっては、ご利用されるATM毎にご利用可能時間帯、ご利用手数料が異なります。 ※一部ご利用いただけないATMがございますのでご注意ください。</li> </ul>	
<p>保証料</p>	<p>ご融資金利に含まれておりますので、保証会社へお支払いいただく必要はありません。</p>	
<p>ご返済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月定例返済 定例のご返済日は毎月 10 日（休業日の場合は翌営業日）です。 返済額は定例返済日の前月末の貸越残高に応じて下記の通り変動します。</li> </ul> <p>前月末貸越残高 10 万円以下 毎月定例返済額 3,000 円</p> <p>前月末貸越残高 10 万円超 30 万円以下 毎月定例返済額 5,000 円</p> <p>前月末貸越残高 30 万円超 50 万円以下 毎月定例返済額 10,000 円</p> <p>前月末貸越残高 50 万円超 100 万円以下 毎月定例返済額 20,000 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月定例返済 定例のご返済日は毎月 10 日（休業日の場合は翌営業日）です。 返済額は定例返済日の前月末の貸越残高に応じて下記の通り変動します。</li> </ul> <p>前月末貸越残高 10 万円以下 毎月定例返済額 3,000 円</p> <p>前月末貸越残高 10 万円超 30 万円以下 毎月定例返済額 5,000 円</p> <p>前月末貸越残高 30 万円超 50 万円以下 毎月定例返済額 10,000 円</p> <p>前月末貸越残高 50 万円超 100 万円以下 毎月定例返済額 20,000 円</p> <p>前月末貸越残高 100 万円超 200 万円以下 毎月定例返済額 30,000 円</p> <p>前月末貸越残高 200 万円超 300 万円以下 毎月定例返済額 40,000 円</p>
	<p>※毎月定例返済額をご返済日の前日までにご返済用預金口座にご入金ください。 ※毎月定例返済を延滞された場合、延滞分をご返済いただくまで、新たにご利用（お借入）いただくことはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随時返済 ローンカードを使用して当金庫ATMで任意のご返済も可能です。 ※随時返済をされても毎月定例返済をされたことにはなりません。別途、毎月定例返済が必要となりますのでご注意ください。</li> </ul>	
<p>連帯保証人・担保</p>	<p>不要です。</p>	
<p>ご利用限度額の増額</p>	<p>当初契約日（以前に利用限度額増額をしている場合は前回の変更日）から 1 年以上経過している場合にご利用限度額の増額申請が可能です。ただし次の要件を満たしている場合に限りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸越残高が貸越限度額を超過していない</li> <li>・延滞中でない</li> </ul> <p>※増額を希望される場合は、貸越極度額変更依頼書での申請が必要です。</p>	
<p>保証会社</p>	<p>一般社団法人 しんきん保証基金をご利用いただきます。</p>	
<p>インターネット 仮審査</p>	<p>お申込ができます。</p> <p>※本申込の際には正式な申込書類が必要となります。</p>	<p>お申込はできません。</p>

ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"><li>●本人確認書類<ul style="list-style-type: none"><li>①運転免許証、顔写真付住民基本台帳カード、個人番号カードなど</li><li>②日本国籍以外の方は在留カード(永住許可のあるもの)もしくは特別永住証明書</li></ul></li><li>●所得証明資料<ul style="list-style-type: none"><li>・市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類 (住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その2(所得金額用)等)</li><li>・確定申告書(控)</li><li>・源泉徴収票</li></ul></li><li>●印鑑(お届出印)</li></ul>
苦情処理措置	融資商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室(9時～17時 電話:06-6412-5576)にお申し出ください。
紛争解決措置	兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時 電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・お取引内容によっては、当金庫出資金をお申いただき当金庫の会員となつていただく必要があります。</li><li>・お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込ください。</li><li>・専用のローンカードを発行いたしますので、お借入、随時返済、残高照会にご利用ください。</li><li>・自動融資機能はありません。</li><li>・「ご利用明細表」を年4回、国内普通郵便(親展扱い)でお届けのご住所にお送りしますので、ご利用状況をご確認ください。通帳は発行いたしません。</li><li>・詳細については、「窓口」までお問い合わせください。</li></ul>

(2025年4月1日現在)